

# チャレンジ鹿児島労働局（19年8月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 7月の有効求人倍率は0.64倍と前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の本年7月の有効求人倍率（季節調整値）は0.64倍（前月0.63倍）と、前月を0.01ポイント上回りました。また、新規求人倍率（季節調整値）は0.99倍と前月を0.03ポイント下回りました。

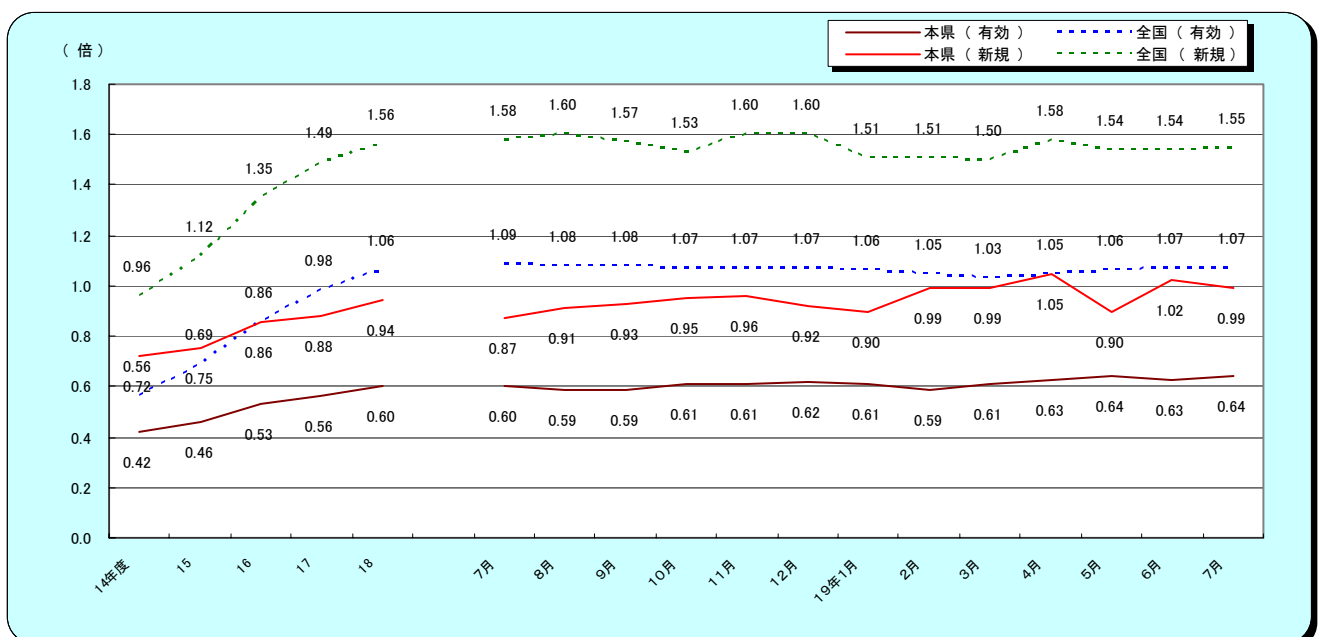
新規求人数は前年同月比で9.9%の増加で、産業別では医療・福祉業（2.5%増）は20か月連続、卸売・小売業（38.3%増）は4か月連続、運輸業（6.2%増）、飲食店・宿泊業（11.9%増）は2か月連続で増加し、建設業（0.6%増）、サービス業（12.5%増）も増加に転じました。一方、製造業（23.3%減）は9か月連続で減少しました。

新規求職者数は前年同月比で0.4%の増加となり、新規常用求職者の態様別では在職求職者（10.5%増）が増加し、離職求職者（1.7%減）では事業主都合離職者が減少し、自己都合離職者が増加しました。無業求職者（0.6%減）は4か月ぶりに減少しました。

雇用失業情勢について、今後も回復基調は続き、卸売・小売業や医療・福祉業を中心に求人は堅調に推移するものと思われませんが、正社員求人確保にも注力しつつ、求人と求職のマッチング精度の向上に努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

### 有効（新規）求人倍率の推移



## 9月は、「障害者雇用支援月間」です。

「障害者雇用支援・激励大会」（9月14日）、「障害者就職面接会」（9月18日、20日、26日）を開催

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。

このため、鹿児島県及び鹿児島県雇用支援協会は9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用問題に関する県民一般、特に事業主の関心と理解を一層深めることを目的として、障害者雇用支援運動を積極的に展開します。

今年も月間行事の一環として、鹿児島県及び鹿児島県雇用支援協会は、「障害者雇用支援・激励大会」を9月14日（金）に鹿児島市民文化ホールで開催します。

また、鹿児島労働局・ハローワークは、下記のとおり、県下3会場で「障害者就職面接会」を開催します。

（昨年の面接会では、82の企業、512名の求職者の参加があり、47名の就職が決まりました。）

（職業安定部職業対策課）

| 日時           | 主催<br>ハローワーク | 会場           | 問合せ先         | 担当者   |
|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 9月18日<br>（火） | 鹿児島          | 鹿児島サンロイヤルホテル | 099-250-6071 | 障害者担当 |
| 9月20日<br>（木） | 国分           | 国分シビックセンター   | 0995-45-5311 | 障害者担当 |
| 9月26日<br>（水） | 鹿屋           | 鹿屋商工会議所      | 0994-42-4135 | 障害者担当 |

## 9月に、「公正な採用選考のための研修会」を開催

鹿児島労働局・ハローワークでは、従来から、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考がなされるよう、雇用主の皆様に対し啓発を行ってきたところです。これまで、一定のご理解・ご協力が得られるようになってきておりますが、採用選考における面接などにおいては依然として、就職差別につながるおそれのある事例が見受けられます。

このため、下記により、事業主又は人事担当者を対象とした「公正な採用選考のための研修会」を開催いたします。

9月16日から新規高等学校卒業予定者の採用選考が始まりますが、その前に是非この研修を受けてくださるようお願いいたします。

(職業安定部職業安定課)

| 日 時       | 場 所     |             |
|-----------|---------|-------------|
| 9月 4日(火)  | (国分会場)  | 国分シビックセンター  |
| 9月 5日(水)  | (加世田会場) | 南さつま市民会館    |
| 9月 6日(木)  | (鹿児島会場) | 鹿児島県市町村自治会館 |
| 9月 11日(火) | (川内会場)  | 薩摩川内市セントピア  |
| 9月 12日(水) | (鹿屋会場)  | 鹿屋商工会議所     |

いずれの会場も、13:30から15:40まで

御希望の会場に出席ください

お問合せ先：鹿児島労働局職業安定部職業安定課

(099-219-8711)まで

## 10月1日から7日は「全国労働衛生週間」

「週間説明会」を9月の準備月間に開催

「労働衛生管理セミナー」を10月1日に開催

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を図ることを目的に、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で58回目を迎えます。

本年度のスローガンは「こころにゆとり からだに余裕 みんなでつくる健康職場」です。

9月の準備月間中に日常の労働衛生活動の総点検を行い、10月1日(月)～7日(日)の本週間に労働衛生意識の高揚及び自主的な労働衛生管理活動の促進を図るための取り組みを展開させることが重要となっています。

鹿児島労働局では、準備月間中に県内20会場において、週間説明会を開催いたします。

また、本週間には、県内事業場の労働衛生に携わる関係者が参集する「労働衛生管理セミナー」が10月1日(月)14時から鹿児島県医師会館で開催されます。同セミナーでは牧野正興氏(前鹿児島医療センター副院長)による特別講演「職場における喫煙対策」等を予定しております。(鹿児島労働局後援、参加費無料、問い合わせ及び参加申し込みは鹿児島県労働基準協会：099-226-3622まで)

(労働基準部安全衛生課)

## 製造等禁止が猶予される石綿含有製品(ポジティブリスト)が見直され、平成19年10月1日から施行

平成18年9月1日から、石綿等の製造等が全面禁止されたところですが、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業等の施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガasket等については、製造等の禁止が猶予され、改正政令に適用除外製品等として掲げられているところです。

これらの適用除外製品等として掲げられた製品についても、早期の代替化を指導してきたところですが、今般、その一部について、代替化が可能となったことから、これらの製造等を禁止するため、改正政令について所要の改正を行うものです。

<改正の内容>

代替化が可能となった次の適用除外製品等について、その製造等を禁止し

ます。

- (1) 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、250 以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
- (2) 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、450 以上の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
- (3) 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるグランドパッキンで 500 以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

(労働基準部安全衛生課)

## **石綿業務に係る健康管理手帳交付要件が見直され、平成 19年10月1日から施行**

健康管理手帳は、労働安全衛生法第67条第1項等の規定に基づき、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある12の業務に従事した者に対し、一定の要件を満たした場合に交付されています。

石綿取扱業務については、平成8年から手帳を交付されることとなっているところであり、その要件は胸部エックス線検査等で、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」とされており、この交付要件が制定されてから10年以上が経過し、これら胸部エックス線検査等で胸膜肥厚等の所見が認められない場合でも、石綿肺がん等の悪性腫瘍が発症するという報告があることから、今般、交付要件を見直す等、所要の改正を行うものです。

### **< 改正の内容 >**

石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。)を製造又は取扱業務に従事した者について、健康管理手帳を交付する対象者として、下記(1)~(3)のいずれかに該当する者を追加すること。

- (1) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材等の張付け、除去等の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物等の解体等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんに、ばく露した日から10年以上を経過していること。

- (2) 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。

（労働基準部安全衛生課）